

## 平成 28 年度税制改正への対応について

## 1 税制改正の背景

平成 28 年度税制改正については、地方創生の推進等を図るため、地方税に関し、地方法人課税の偏在是正に向けた見直し及び車体課税の見直し等を行うこととされ、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成 28 年 3 月 29 日に国会で可決され、平成 28 年 3 月 31 日に公布されました。

## 2 津市市税条例の改正に係る主な内容

## (1) 地方法人課税の偏在是正による法人住民税の税率の見直し

平成 26 年度税制改正において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割を引き下げ、その一部が地方法人税として新たに国税化され、地方交付税の原資とされました。今回の税制改正においては、消費税 10% 段階において、地方交付税原資化をさらに進めるため、法人住民税法人税割の標準税率及び制限税率が平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から引き下げられます。

## ア 法人住民税法人税割の税率の改正 [標準税率(制限税率)]

|                    | H26年度税制改正前    | 現行           | 改正後         |
|--------------------|---------------|--------------|-------------|
| 市民税                | 12.3% (14.7%) | 9.7% (12.1%) | 6.0% (8.4%) |
| 県民税                | 5.0% (6.0%)   | 3.2% (4.2%)  | 1.0% (2.0%) |
| 引下率(H26 年度税制改正前比較) |               | △4.4%        | △10.3%      |

## 本市の法人税割の税率の改正

| 法人の区分<br>(資本金等の額) | H26年津市条例<br>第18号による<br>改正前 | 現行    | 改正後  |
|-------------------|----------------------------|-------|------|
| 1 億円を超える法人        | 13.5%                      | 10.9% | 7.2% |
| 1 億円以下の法人         | 12.3%                      | 9.7%  | 6.0% |

## イ 地方法人税の税率の改正

| 地方法人税 | H26年度税制改正前 | 現行   | 改正後   |
|-------|------------|------|-------|
|       | —          | 4.4% | 10.3% |

(2) 車体課税の見直しによる軽自動車税の環境性能割の導入

消費税１０％への引上げ時である平成２９年４月１日に自動車取得税が廃止されるとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割を導入し、納税者の負担軽減を図るとされています。

環境性能割については、環境性能に応じた税率区分を適用し、従前の自動車取得税と同様に自動車の取得価格を課税標準に、自動車の登録時に取得者に課されます。

なお、当分の間、市税である軽自動車税の環境性能割についても、自動車税の環境性能割とともに県が賦課徴収することとされています。

また、自動車税の環境性能割については、その税収から徴収費（税収の約５％）を除いた額の約６５％を市町村へ交付する制度が設けられ、市町村道の延長及び面積等の交付基準により交付することとされています。

| 区 分                                                 |                                        | 自動車税<br>環境性能割<br>の税率 | 軽自動車税<br>環境性能割<br>の税率 |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 電気自動車、燃料電池車、<br>プラグインハイブリッド車、<br>天然ガス車、クリーンディーゼル乗用車 |                                        | 非課税                  | 非課税                   |
| ガソリン車                                               | H17年排出ガス基準75%低減達成<br>かつH32年度燃費基準+10%達成 |                      |                       |
| ガソリンハイブリッド車                                         | H17年排出ガス基準75%低減達成<br>かつH32年度燃費基準達成     | 1.0%                 | 1.0%                  |
|                                                     | H17年排出ガス基準75%低減達成<br>かつH27年度燃費基準+10%達成 | 2.0%                 | 2.0%                  |
| 上記以外の車                                              |                                        | 3.0%                 | 2.0%                  |

(3) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長

現行の措置を１年間延長し、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、平成２９年度分の軽自動車税においてのみ、税率が軽減されます。

| 車両区分 |     |     | 標準税率     | グリーン化特例（軽課） |                   |               |
|------|-----|-----|----------|-------------|-------------------|---------------|
|      |     |     |          | 電気自動車等      | H32年度燃費基準+20%達成車等 | H32年度燃費基準達成車等 |
| 三輪   |     |     | 3,900 円  | 1,000 円     | 2,000 円           | 3,000 円       |
| 四輪以上 | 乗用  | 営業用 | 6,900 円  | 1,800 円     | 3,500 円           | 5,200 円       |
|      |     | 自家用 | 10,800 円 | 2,700 円     | 5,400 円           | 8,100 円       |
|      | 貨物用 | 営業用 | 3,800 円  | 1,000 円     | 1,900 円           | 2,900 円       |
|      |     | 自家用 | 5,000 円  | 1,300 円     | 2,500 円           | 3,800 円       |

(4) 個人住民税の医療費控除の特例の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進め、セルフメディケーション（自主服薬）を推進する観点から、検診や予防接種等を受けている個人を対象として、医療用から転用された医薬品（いわゆるスイッチOTC薬）の購入費用について、その額のうち1万2千円を超える額を所得控除する制度が、医療費控除の控除額計算上の特例措置として導入され、平成30年度分から平成34年度分までの個人住民税について適用されます。

(5) 固定資産税における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入し、適用期限が2年間延長され、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された設備に対して平成29年度以後の固定資産税から適用されます。

| 対象資産          | 設備区分                          | 法で定める軽減割合                       | 本市の割合 |
|---------------|-------------------------------|---------------------------------|-------|
| 再生可能エネルギー発電設備 | 太陽光発電設備<br>風力発電設備             | 2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合 | 2/3   |
|               | 水力発電設備<br>地熱発電設備<br>バイオマス発電設備 | 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合 | 1/2   |

3 今後の対応

津市市税条例等の一部の改正についての議案を平成28年第2回津市議会定例会へ提出する予定です。